

私立大学図書館協会役員校等一覧表(岡山・鳥取地区関係抜粋)

年 度	私大図協会	西 地 区 部 会			中 国 ・ 四 国 地 区			
和暦	西暦	総会・研究集会	部 会 長 校	総 会 当 番 校	研究会当番校	理 事 校	責任幹事校(研究会開催校)	研究発表(岡山地区)
H12	2000							山陽学園大学
H13	2001		岡山理科大学	(四国-四国学院大)				倉敷芸術科学大学
H14	2002		岡山理科大学				美作大学	川崎医科大学
H15	2003				就実大学	岡山商科大学		ノートルダム清心女子大学
H16	2004					岡山商科大学		岡山理科大学
H17	2005	松山大学					就実大学	岡山商科大学
H18	2006			(広島・山口-修道大)				くらしき作陽大学
H19	2007							美作大学
H20	2008				(広島・山口)		吉備国際大学	就実大学
H21	2009					ノートルダム清心女子大学		吉備国際大学
H22	2010					ノートルダム清心女子大学		川崎医療福祉大学
H23	2011		広・山地区(修道大)	倉敷芸術科学大学			川崎医療福祉大学	山陽学園大学
H24	2012		広・山地区(修道大)					倉敷芸術科学大学
H25	2013				岡山理科大学			川崎医科大学
H26	2014	岡山理科大学					山陽学園大学	岡山学院大学
H27	2015					就実大学		中国学園大学
H28	2016			(広・山地区-福山大)		就実大学		環太平洋大学
H29	2017						倉敷芸術科学大学	ノートルダム清心女子大学
H30	2018				四国地区			岡山理科大学
H31	2019							岡山商科大学
H32	2020						川崎医科大学	くらしき作陽大学
H33	2021		四国地区(松山)	(N.D.清心女子大学)		(川崎医療福祉大学)		美作大学
H34	2022		四国地区(松山)			(川崎医療福祉大学)		就実大学
H35	2023				広島・山口地区		岡山学院大学	吉備国際大学
H36	2024							川崎医療福祉大学
H37	2025							山陽学園大学
H38	2026			(四国地区)			中国学園大学	倉敷芸術科学大学
H39	2027				(岡山理科大学)			川崎医科大学
H40	2028				(川崎医科大学)	(岡山理科大学)		岡山学院大学
H41	2029		岡山地区				環太平洋大学	中国学園大学
H42	2030		岡山地区					環太平洋大学
H43	2031			広島・山口地区				ノートルダム清心女子大学
H44	2032						ノートルダム清心女子大学	岡山理科大学
H45	2033				広島・山口地区	(N.D.清心女子大学)		岡山商科大学
H46	2034	広島・山口地区				(N.D.清心女子大学)		くらしき作陽大学
H47	2035						岡山理科大学	美作大学
H48	2036			岡山地区				就実大学
H49	2037							吉備国際大学
H50	2038				岡山地区		岡山商科大学	川崎医療福祉大学
H51	2039					(就実大学)		山陽学園大学
H52	2040					(就実大学)		倉敷芸術科学大学
H53	2041		広島・山口地区	広島・山口地区			くらしき作陽大学	川崎医科大学
H54	2042		広島・山口地区					岡山学院大学
H55	2043				四国地区			中国学園大学
H56	2044						美作大学	環太平洋大学

<岡山・鳥取地区役員校選定申し合わせ事項>

2012. 06. 01 改正

(岡山・鳥取地区)

	協会加盟大学
1	ノートルダム清心女子大学
2	岡山理科大学
3	岡山商科大学
4	くらしき作陽大学
5	美作大学
6	就実大学
7	吉備国際大学
8	川崎医療福祉大学
9	山陽学園大学
10	倉敷芸術科学大学
11	川崎医科大学
12	岡山学院大学
13	中国学園大学
14	環太平洋大学

※当初協会加盟校は1～5で、その後上記順序で加盟

1. 中四地区研究発表校
上記協会加盟順序の通りとする。
2. 中四地区責任幹事校
上記協会加盟順序の通りとする。
3. 中四地区理事校・西地区総会当番校、西地区研究会当番校、西地区部会長校・全国総会(研究大会)当番校については、2008. 8. 6 決定の、別紙の「私大図協 中四国地区理事校、西地区部会当番校・役員校等の岡山・鳥取地区における役員校選定申し合わせ(改正)」に改訂し、今後運用する。

注1) 2014年度までの中四地区理事校、西地区部会当番校等は職員数の増減にかかわらず、変更は行わない。

注2) 2015年度以降は、5年毎に役員館担当大学の見直しを行う。
()内大学は変更がない場合の今後の予定を示す。

4. 附則 この改正申し合わせは、平成20年8月6日より施行する。
この改正申し合わせは、平成24年6月1日より施行する。